

【本学における公益通報処理の流れ】

1. 通報

- ① 通報窓口への通報
通報先 学内窓口：北海道大学監査室
学外窓口：坂本・松田法律事務所
- ② 学内窓口への転送（通報窓口以外の部署等に公益通報があった場合）



2. 措置の検討

- ① 通報窓口から総括責任者（コンプライアンス担当理事）へ通報内容の報告
- ② 通報の受理・不受理，調査の有無，調査時期等の決定
- ③ 上記事項を通報窓口経由で通報者へ通知



3. 調査委員会による調査

- ① 総括責任者による調査委員会の設置
- ② 資料の検証，関係者の証言聴取等による調査
- ③ 総長へ調査結果の報告



4. 是正措置等

- ① 是正及び再発防止のための措置（通報事実があった場合）
- ② 是正結果の報告



5. 通知

- ① 通報窓口経由で，調査結果，是正結果等を通報者へ通知（必要がある場合）



6. 事後措置

- ① 通報者への不利益な取扱いの禁止
- ② 被通報者に生じた不利益回復のための必要な措置（通報事実が無かった場合）
- ③ 改善措置状況，通報者への不利益な取扱いの有無等の確認